

日本福祉教育・ボランティア学習学会
研究紀要論文投稿に関する倫理ガイドライン

第1条 目的

日本福祉教育・ボランティア学習学会会則第3条に基づき、福祉教育・ボランティア学習に関する研究と実践の発展に資することを目的とする研究紀要投稿論文の執筆に際して、倫理的基準を明示するために、研究倫理規定第3条第2項に基づき本ガイドラインを定める。

第2条 ガイドラインの性格

投稿者は、本ガイドラインに沿って研究紀要に投稿を行い、理事会及び編集委員会は、投稿者がこれを遵守するよう求める。

- 2 本ガイドラインはすべての学会員が共有し、対話を重ねてたえず更新していくものであるため改廃は理事会において行う。
- 3 本学会の特性に鑑みて以下の点を倫理的基盤とする。
 - (1) 研究成果は、投稿者と対象となる人が共に作っていくものであることから、あらゆる権力構造に自覚的であり、ことさら、意思表示に困難を伴う人の権利の侵害に対して敏感でなければならない。
 - (2) 研究成果は、人類の平和と福祉、持続的な発展に、学術面からの貢献を目的とすることから調査対象者を研究の手段として一方的に利用してはならない。また、自己利益を優先した安易な投稿は避ける。

第3条 人を直接の対象とする研究の倫理の説明責任

投稿者が、所属機関等で研究倫理審査を受けられる場合には、原則として受審するものとし、その旨を論文中に記載する。

- 2 所属機関等で研究倫理審査を受けられない場合には、以下の点を守るものとする。
 - (1) 研究協力者に対して投稿前に研究の目的と内容、公表の方法について説明を行い同意を得る。その際、同意を得たことを確認できる根拠資料を保存した上で、同意を得た方法を論文中に記載する。
 - (2) 調査で得られたデータについては厳重に保管し、また責任をもって処分する。
 - (3) 研究協力者の匿名性に配慮しなければならない。但し、実名掲載が研究上必要であることについて、研究者並びに研究協力者の双方が同意した場合はその限りではない。

第4条 引用・剽窃について

先行研究の検討に際しては、自説と他説とを峻別しなければならない。盗作もしくは剽窃は重大な倫理違反となることを自覚しなければならない。

- 2 自説・他説の引用は、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示しなければならない。
- 3 引用は、一次資料を確認することを原則とする。やむを得ない場合は、その理由を明記した場合のみ二次資料からの引用が許される。

第5条 多重投稿、二重投稿について

投稿者は、一つの研究論文を他誌に同時に投稿してはならない。

- 2 既に公表されている論文をそのまま、もしくは分割して投稿することは許されない。
- 3 既に公表されている論文と内容がほぼ同一とみなされる論文を投稿することは許されない。

第6条 人権への配慮

投稿者は、研究過程および結果の公表にあたって、関係者の基本的人権と尊厳に対して敬意を払わなければならない。

- 2 投稿者は、差別的あるいは不適切と考えられる用語であるかどうかに関して理解を深めなければならない。

第7条 データの取扱いについて

改ざん、ねつ造はしてはならない。

- 2 他者や他機関の作成した未公表の資料等の使用にあたっては、資料の管理責任者の許諾を得なければならない。

附則

1. 本ガイドラインは、2019年11月23日より施行する。